

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年2月1日付)
第2条	<p>第2条</p> <p>(36)「SoftBank Air」とは、当社が別途定める「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p> <p>第14章 SoftBank Airへのサービス変更に関する特約</p> <p>第65条（サービス変更について）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank Airに変更（以下「サービス変更」といいます。）を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとします。</p> <p>第66条（サービス変更時における利用料金の支払）</p> <p>会員は、サービス変更した場合、SoftBank Airの課金開始日（SoftBank Airサービス規約の定めによる。以下同じ）の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。</p> <p>なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の1日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p> <p>第67条（サービス変更時における契約の終了）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank Airにサービス変更した場合、第28条の定めに関わらず、SoftBank Airの課金開始日を本サービスの解約日とします。</p>